ISO/IEC17025

# 一般試験依頼書

一般財団法人 日本食品検査 Japan Food Inspection Corporation 行

| | |
|---|---|
| 受付番号 | |
| 受付担当者 | |
| 受付年月日 | 年　月　日 |
| 試験納期 | 月　日　時 |
| 報　告 | 月　日　時 |

| 検体到着予定日 |
|---|
| 年　月　日 |

【注】太枠内にご記入ください。

| | | | |
|---|---|---|---|
| ご依頼者(ご連絡先)　フリガナ | | フリガナ | |
| 名 称(法人名) | | ご担当者 | |
| 住所 | 〒 | 所属部署名 | |
| | | e-mail | |
| | TEL　　FAX | 携帯電話 | |

| | | |
|---|---|---|
| 証明書書面の宛名<br>※ご依頼者の名称と異なる場合に記入して下さい。<br>英文証明書を希望される場合は、英名表記を併記してください。 | 名称(法人名) | |
| | 住所 | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 証明書の送付先 | JFIC-WEBサービスをご利用の場合(書類原本の送付はございません) | ID記載(必須) | |
| | 郵送の場合(有料)：　☐ ご依頼者(ご連絡先)と同じ　☐ 依頼者と異なる(下記に記載) | | |
| 名称(法人名) | | ご担当者 | |
| 住　所 | 〒 | e-mail | |
| 所属部署名 | TEL | FAX | |

| | | |
|---|---|---|
| 請求書の宛名<br>(ご依頼者の名称と異なる場合に記入) | | IDの取得には事前登録が必要です。<br>詳細は当法人HPにてご確認下さい。 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 請求書の送付先　： | JFIC-WEBサービスをご利用の場合(書類原本の送付はございません) | ID記載(必須) | |
| | 郵送の場合(有料)：　☐ ご依頼者(ご連絡先)と同じ　☐ 依頼者と異なる(下記に記載) | | |
| 名称(法人名) | | ご担当者 | |
| 住　所 | 〒 | e-mail | |
| 所属部署名 | TEL | FAX | |

| | |
|---|---|
| 証明書発行方法 | ☐ 和文　☐ 英文(有料)　☐ 検体別　☐ 全検体一括　☐ その他(　　　) |
| 郵送の方のみ記入してください→ | ・結果の速報　☐ 不要　☐ FAX　☐ 電話 |
| | ・部数　☐ 和文(　部)　☐ 英文(有料)(　部) |

| | | | |
|---|---|---|---|
| ご依頼の目的 | ☐ 栄養成分　☐ 品質管理　☐ クレーム処理　☐ 機能性表示食品　☐ その他(　　　) | | |
| 検体の種類 | ☐ 冷凍食品　☐ 農産品　☐ 魚介類　☐ 畜産品　☐ その他(　　　) | | |
| 検体名※ | | 検体数 | |
| | ※英文証明書を希望される場合は、証明書宛名と検体名の英名表記を併記してください。 | 希望納期 | |
| 検体に関する附帯事項※<br>(証明書記載事項) | | | |
| 試験項目について | 別紙の ISO/IEC17025認定範囲から実施内容を選択して下さい。<br>ただし、記載の項目であっても試験法・検体によってISO対応不可のものがございます。<br>別紙注意事項をよくお読みいただき、必要に応じ事前に検体内容についてお問い合わせください。<br><br>項目により、対応可能な検査所が変わります。<br>別紙ご参照の上、該当検査所へ直接ご依頼・検体送付して下さい。 | | |
| 不確かさの記載 | ☐ 不要　☐ 必要　※不確かさの記載をする場合は手数料が発生致します。 | | |
| ご要望・備考等 | | | |

【注意事項】 必ずお読みください。

1 ご依頼された試験の情報及び結果は、依頼者の同意なしに他者に供覧することはありません。
2 検体に関する附帯事項は、当法人が証明する事項ではありません。
3 証明書発行後は、請求先、証明書上のご依頼者名、検体名ともに変更できません。
4 証明書の再発行は、発行後1年以内に限ります。再発行代金は別途お支払い願います。
6 提出された検体は、原則として返却できません。
7 ISO/IEC17025認定範囲と異なる試験項目・試験法・試験品の組み合わせの場合、ISO認定シンボルマーク付証明書の発行ができない場合があります。

# ISO/IEC17025　別紙

◆ 項目により、ご依頼先の検査所が変わります。実施している所へ直接ご依頼いただきますようお願い申し上げます。
（項目が2ヵ所以上へまたがる場合は、お手数ですが、項目ごとにそれぞれの該当所へご依頼ください）

## 札幌検査所

貝毒　☐ 麻痺性貝毒（動物を用いるバイオアッセイ）

## 仙台検査所

放射能　[ゲルマニウム半導体検出器によるγ線スペクトロメトリー]

☐ ヨウ素131　☐ セシウム134　☐ セシウム137　核種ごとに下限値　　　　）Bq/Kg

（注）ご指定のない場合は、飲用水・飲用茶1.0 Bq/kg、牛乳・乳幼児食品5.0 Bq/kg、一般食品10 Bq/kgで実施いたします。

放射能　[NaI（Tl）シンチレーションスペクトロメータ機器分析法]

☐ 放射性セシウム　（下限値は25Bq/Kgとなります）

## 首都圏事業所

カビ毒 ※1
☐ アフラトキシンB1　☐ アフラトキシンB2　☐ アフラトキシンG1　☐ アフラトキシンG2
☐ 総アフラトキシン

貝毒 ※2
脂溶性貝毒　☐ オカダ酸群　☐ イェッソトキシン群　☐ アザスピロ酸群
記憶喪失性貝毒　☐ ドウモイ酸

微生物 ※3
☐ 細菌数（生菌数）　☐ 大腸菌群　☐ E.coli

※1 穀類のみISO対応可能です。
※2 EU向け輸出二枚貝の貝毒検査のみISO対応可能です。
※3 冷凍食品の成分規格の試験法の場合のみISO対応可能です。

## 関西事業所

放射能　[ゲルマニウム半導体検出器によるγ線スペクトロメトリー]

☐ ヨウ素131　☐ セシウム134　☐ セシウム137　核種ごとに下限値　　　　）Bq/Kg

（注）ご指定のない場合は、飲用水・飲用茶1.0 Bq/kg、牛乳・乳幼児食品5.0 Bq/kg、一般食品10 Bq/kgで実施いたします。

栄養成分 ※4
☐ エネルギー　☐ 水分　☐ たんぱく質　☐ 脂質　☐ 炭水化物　☐ 灰分
☐ 食物繊維　☐ 糖質　☐ ナトリウム　☐ 食塩相当量
☐ 糖類　☐ 果糖　☐ ブドウ糖　☐ ショ糖　☐ 麦芽糖　☐ 乳糖　☐ ガラクトース
☐ 飽和脂肪酸　☐ トランス脂肪酸　☐ 不飽和脂肪酸
☐ 一価不飽和脂肪酸　☐ 多価不飽和脂肪酸

重金属 ※5
☐ カドミウム　☐ 鉛　☐ ヒ素　☐ 無機ヒ素　・・・いずれも対応可能な検体に制限あり

※4 脂質・水分・食物繊維については、以下に記載の試験方法の場合のみ、ISO対応が可能となります。
記載のない試験方法で実施する場合は、ISO認定マーク付きの証明書は発行できませんのでご注意ください。
試験方法が不明の場合は対応可能な検体かどうか、事前にお問合せください。
- 脂質：ソックスレー抽出法、 酸分解法、 クロロホルム-メタノール混液抽出法
- 水分：常圧加熱乾燥法、 減圧加熱乾燥法
- 食物繊維：プロスキー法（酵素-重量法）

※5 指定された検体のみISO対応可能です。
- カドミウム、鉛、ヒ素：白米、魚肉のみ
- 無機ヒ素：白米のみ